

教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること（第22条の6第2号関係）

(1) 教員の養成に係る組織

組織名	構成員	所掌事項
教職および博物館学芸員課程委員会	(1) 学部長 (2) 美術教育センター長 (3) 学長が指名する美術教育センターの専任教員5人以内 (4) 各専攻の長 (5) 学務委員会委員長 (6) 事務局長が推薦し、学長が指名する事務局職員2人以内	(1) 授業科目の編成に関すること。 (2) 履修計画に関すること。 (3) 教育実習、介護等体験実習および博物館実習に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教職課程等に関する重要事項
教務委員会	(1) 美術学部美術学科各専攻および大学院複合芸術研究科の専任教員各1人 (2) 美術教育センターの専任教員1人 (3) 事務局長が推薦する事務局職員2人以内	(1) 教育課程および授業科目の履修等に関すること。 (2) 学生の入学、休学、転学、卒業等に関すること。 (3) その他教務に関する事項
教育実習等運営委員会	(1) 美術教育センターに所属する専任教員のうち、学長が指名した者5人以内 (2) 学生課長	(1) 教育実習、介護等体験実習および博物館実習の実施計画の立案に関すること。 (2) 教育実習等の指導計画の立案に関すること。 (3) 教育実習等の評価基準の立案および成績の評価に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育実習等の運営に関すること。
実習連絡協議会 (教育実習部門)	(1) 美術教育センター教員 (2) 教職課程等担当教員 (3) 学生課長 (4) 秋田県教育委員会および秋田市教育委員会の担当者 (5) 中学校長会・高等学校長協会および実習受入校の校長等	(1) 実施計画に関すること。 (2) 教育指導に関すること。 (3) 成績評価の基準に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、実習の実施に関すること。